

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社にアルバイトとして雇用され、翌〇日、Cプラザにおいてコンサート会場設営の作業に従事していた。

請求人は、上下2段となっているステージの下段で作業中に、上段のステージから落下してきた床板（畳1畳分くらい）が左足に当たり負傷した。請求人は、同日、D整形外科に受診し、「左下腿打撲擦過傷、左腓骨頭骨折の疑い、左腓腹筋拘縮」と診断され加療し、その後、複数の医療機関で「左腓腹筋拘縮、末梢性神経障害性疼痛」等（以下「本件傷病」という。）により治療を継続した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に係る療養補償給付を監督署長に請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日には治ゆ（症状固定）しているとして、同年〇月〇日から治ゆまでの期間に係る分を除いて、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官はこれを棄却し、再審査請求において、当審査会はこれを棄却している（平成26年労第200号。平成〇年〇月〇日裁決。）。

今般請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労災保険法施行規則別表第

1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は障害等級第12級よりも上位の等級に該当すると主張することから、以下、検討する。

(2) 左下肢（股関節、膝関節、足関節の機能障害）の機能障害について

E医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書における左下肢（股関節、膝関節、足関節の機能障害）の可動域の測定結果をみると、いずれの関節も患側が健側に比して4分の3以下に制限されていないことから、決定書に説示するとおり、当審査会としても、障害等級には該当しないものと判断する。

(3) 受傷部位の神経症状について

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日当時から1年半以上経過しており、その間、左下肢痛の継続にともない筋力低下、関節拘縮、廃用性筋萎縮がすすんだものと考えられ、実際に就業への支障が生じているとのことで疼痛の程度を『通常の労務遂行は可能だが、疼痛の程度が時には強度であるので、ある程度差し支えのあるもの』と判断した」旨、

述べている。

また、同医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「関節拘縮は認めるが、骨萎縮、皮膚変化は明らかには認められない。また、カウザルギーではない」旨述べており、特殊な性状の疼痛であるカウザルギー及び反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）である可能性を否定している。

よって、受傷部位の神経症状については、決定書に説示するとおり、当審査会としても、障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

(4) なお、請求人は、E医師作成の平成○年○月○日付け証明書を根拠に、本件傷病による障害の状態は障害等級第7級に該当すると主張するが、同証明書は、平成○年○月○日時点における請求人の左大腿周囲径の低下及び左大腿四頭筋の低下等の症状を記載するものに過ぎず、請求人の症状が障害等級第7級に該当するに足る医学的所見を記したものと認められないことから、当審査会の上記判断を左右するものではなく、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。